



平成 21 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ティー・ワイ・オー  
代 表 者 名 代表取締役社長兼グループ最高経営責任者  
吉田 博昭  
( J A S D A Q ・ コード番号 : 4358 )  
問 い 合 せ 先 取締役 経営戦略本部長 上窪 弘晃  
電 話 番 号 03-5434-1586

### 当社子会社の勝訴判決に関するお知らせ

当社子会社である株式会社円谷プロダクション（以下「円谷プロ」という。）は、ソムポート・センドゥアンチャイ氏、およびチャイヨープロダクションからの著作権侵害に基づく損害賠償請求に対し、中華人民共和国（以下「中国」という。）広東省広州市中級人民裁判所において争っておりましたが（以下「本件訴訟」という。）、2009年10月23日付でソムポート氏及びチャイヨープロダクションの全ての請求が棄却され、円谷プロの勝訴判決が下されましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

1. 本件訴訟を応訴していた当社子会社の名称
  - (1) 商号 株式会社円谷プロダクション
  - (2) 本店所在地 東京都世田谷区八幡山一丁目10番1号
  - (3) 代表者 大岡 新一
2. 判決があった裁判所及び年月日  
中国 広東省広州市中級人民裁判所 2009年10月23日
3. 本件訴訟を提起していた者  
ソムポート・センドゥアンチャイ（以下「ソムポート氏」という。）  
チャイヨープロダクション（以下「チャイヨー」といい、「ソムポート氏」と併せて「ソムポート氏等」という。）  
※なお、現在、円谷プロとソムポート氏等とは資本関係・人的関係・取引関係は一切ございません。
4. 本件訴訟のこれまでの経緯と判決内容
  - (1) これまでの経緯

本件訴訟の原告であるソムポート氏等は、円谷プロの代表取締役であった故円谷皐氏とソムポート氏との間で過去に締結されたと主張する「ウルトラマンシリーズ」等のライセンス付与契約（以下「本契約」という。）を根拠として、本契約に基づきソムポート氏に譲渡された著作権を円谷プロらが侵害したことを理由に、2005年9月に中国広東省広州市中級人民裁判所において損害賠償を求める訴えを提起しておりました。

本件訴訟においてソムポート氏等は、①中国における円谷プロ等によるウルトラマンキャラクター商品の生産、販売に関する権利行使の停止、②円谷プロ等からソムポート氏等への謝罪、③損害賠償請求の3点を請求しておりました。

上記ソムポート氏等の請求に対し、2009年10月23日、中国広東省広州市中級人民裁判所において、本契約は認定しないものとし、ソムポート氏等の全ての訴訟上の請求が棄却されました。

## （2）判決内容

- i. 原告の請求を棄却する。
- ii. 訴訟費用は原告らの負担とする。

## 5. 今後の見通し

「ウルトラマンシリーズ」等のキャラクタービジネスの海外展開に関わる係争において、2008年2月5日ソムポート氏の本国であるタイ王国最高裁判所で、円谷プロこそが同シリーズ等の唯一の著作権者であり、ソムポート氏等がこれまで同シリーズ等のキャラクタービジネスを行なっていた根拠となる契約書（本契約）が偽造によるもので無効であるとする判決が出ておりました。

上記判決と併せ、今回の中国での勝訴判決が出た事により、同国において、改めて円谷プロは、正当な権利者として「ウルトラマンシリーズ」等のキャラクタービジネスの積極的な事業展開を検討いたします。

以上